

# 里親関係資料（法令・通知）

## ○法令

- 1) 児童福祉法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
（昭和22年12月12日法律第164号）
- 2) 児童福祉法施行令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
（昭和23年3月31日政令第74号）
- 3) 児童福祉法施行規則（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10  
（昭和23年3月31日厚生省令第11号）
- 4) 里親が行う養育に関する最低基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15  
（平成14年9月5日厚生労働省令第116号）

## ○通知

- 1) 里親制度の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19  
（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- 2) 養子制度等の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29  
（平成14年9月5日雇児発第0905004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- 3) 里親支援機関事業の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
（平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

## ○児童福祉法（抄）

（昭和二十二年十二月十二日）

（法律第百六十四号）

### [里親]

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

### [都道府県の業務]

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
  - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
  - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
  - ホ 児童の一時保護を行うこと。
  - ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

### [都道府県の採るべき措置]

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければなら

ない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
  - 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。
  - 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
  - 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- ② 都道府県は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
  - ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
  - ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
  - ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
  - ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置(第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

[里親等に対する指示及び報告徴収]

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の第十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることがで

きる。

[保護期間等の延長等]

第三十一条 都道府県等は、第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

- ② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設(国の設置する知的障害児施設を除く。)、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。
- ③ 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条の三に規定する児童については満二十歳に達するまで、第二十七条第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。
- ④ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定する措置とみなす。
- ⑤ 第二項又は第三項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

[被措置児童等虐待]

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者(以下「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為を

いう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### [通告等を受けた場合の措置]

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

#### [養育里親名簿]

第三十四条の十八 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

[養育里親の欠格事由]

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- ② 都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

[厚生労働省令への委任]

第三十四条の二十 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

[法令遵守及び職務遂行義務]

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設(指定知的障害児施設等を除く。)の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

[最低基準の制定等]

第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

- ② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。
- ③ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

[報告の徴収等]

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、

児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
- ④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

#### [児童福祉施設の長の親権等]

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

#### [児童福祉施設に入所中の児童等の教育]

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

## ○児童福祉法施行令（抄）

（昭和二十三年三月三十一日）

（政令第七十四号）

[法第六条の二第一項の政令で定める措置及び者]

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第六条の二第一項の政令で定める措置は、法第二十七条第一項第三号に掲げる措置のうち児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

② 法第六条の二第一項の政令で定める者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために法第三十三条の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたものとする。

[里親認定の方式]

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の三第一項の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

[里親の訪問指導]

第三十条 都道府県知事は、法第二十七条第一項第三号の規定により児童を里親に委託する措置を採つた場合には、児童福祉司、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者福祉司又は社会福祉主事のうち一人を指定して、里親の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。

[国庫又は都道府県の負担]

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 削除

二 法第五十条第五号に掲げる費用については、当該年度において現に法第二十条第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同項の物品の支給に要する費用の額の合計額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によ



つて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

三 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第二号若しくは第四号に掲げる費用(第四号及び第五号の規定による費用を除く。)については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

三の二 法第五十条第六号の四に掲げる費用については、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費の支給に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))

四 法第五十条第七号に掲げる費用のうち肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設に係る費用又は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第四十三条の三又は第四十三条の四の規定による治療に関し現に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した知識技能を与え、又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、入所者の日用品費その他の経費の額の合計額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

五 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費用については、厚生労働大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

六 法第五十条第八号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第十二条の四の規定による施設の職員の給与費、一時保護を加えた児童の日常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)

七 法第五十一条第一号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該

費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

## ○児童福祉法施行規則（抄）

（昭和二十三年三月三十一日）

（厚生省令第十一号）

[法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める研修]

第一条の三十四 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める研修(以下「養育里親研修」という。)は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととする。

[法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者]

第一条の三十五 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものとする。

[専門里親の定義]

第一条の三十六 専門里親とは、次条に掲げる要件に該当する養育里親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- 二 非行のある又は非行に結び付くおそれのある行動をする児童
- 三 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

[専門里親の要件]

第一条の三十七 専門里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
  - イ 養育里親として三年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること。
  - ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
  - ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 専門里親研修(専門里親となることを希望する者(以下「専門里親希望者」という。)が必要な知識及び経験を修得するために受けるべき研修であつて、厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の課程を修了していること。
- 三 委託児童の養育に専念できること。

[里親への準用規定]

第三十二条 第二十六条及び第二十七条の規定は、法第二十七条第一項第三号の規定により、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託した場合に、これを準用する。

[被措置児童等虐待の公表]

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
    - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
    - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
    - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

[養育里親名簿]

第三十六条の四十 法第三十四条の十八に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 三 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 四 養育里親研修を修了した年月日
- 五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨
- 六 専門里親の場合にはその旨
- 七 その他都道府県知事が必要と認める事項

[申請書の提出]

第三十六条の四十一 養育里親となることを希望する者(以下「養育里親希望者」という。)は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 養育里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 二 養育里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 三 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

四 養育里親になることを希望する理由

五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨

六 従前に里親であつたことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であつた場合には当該都道府県名

七 その他都道府県知事が必要と認める事項

② 専門里親希望者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 第一条の三十七第一号に掲げるいずれかの要件及び第三号の要件に該当する事実

二 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 養育里親希望者及びその同居人の履歴書

二 養育里親希望者の居住する家屋の平面図

三 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

四 法第三十四条の十九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 その他都道府県知事が必要と認めるもの

④ 専門里親希望者は、前項各号(第三号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第一条の三十七第一号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類

二 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

#### [名簿の登録等]

第三十六条の四十二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が第一条の三十五に規定する要件(専門里親希望者については、第一条の三十七に規定する要件)に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと(専門里親については、専門里親として登録し、又はしないこと)の決定を行わなければならない。

② 都道府県知事は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者又は当該専門里親希望者に通知しなければならない。

#### [取消し及び変更の届出]

第三十六条の四十三 養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

- 二 法第三十四条の十九第一号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人
  - 三 法第三十四条の十九第二号から第四号までに該当するに至つた場合 本人
  - 四 第一条の三十五に規定する要件に該当しなくなつた場合 本人
- ② 養育里親は、第三十六条の四十各号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

#### [名簿の登録の消除]

第三十六条の四十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除しなければならない。

- 一 本人から登録の消除の申出があつた場合
  - 二 前条第一項の規定による届出があつた場合
  - 三 前条第一項の規定による届出がなく、同項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - 四 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- ② 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除することができる。
- 一 法第四十五条第二項又は第四十八条の規定に違反した場合
  - 二 法第四十六条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- ③ 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が第一条の三十七各号に掲げる要件に該当しなくなつたときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならない。

#### [名簿の登録の有効期間]

第三十六条の四十五 養育里親名簿の登録の有効期間(以下「有効期間」という。)は、五年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、二年とする。

#### [名簿の登録の更新]

第三十六条の四十六 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新する。

- ② 登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準に従い行う研修(以下「更新研修」という。)を受けなければならない。
- ③ 前条の規定は、更新後の有効期間について準用する。
- ④ 第一項の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までに更新研修が行われないうち又は行われているがその全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了の日後もその研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。
- ⑤ 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

[里親の認定]

第三十六条の四十七 第一条の三十三第二項各号に掲げる者に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

[養育里親に係る別段の申出]

第五十七条 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十五号)附則第三条ただし書の規定による別段の申出は、養子縁組によつて養親となることを希望する里親になることを希望する旨を記載した申出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

## ○里親が行う養育に関する最低基準

(平成十四年九月五日)

(厚生労働省令第百十六号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第一項の規定に基づき、里親が行う養育に関する最低基準を次のように定める。

### 里親が行う養育に関する最低基準

(この省令の趣旨)

第一条 児童福祉法(以下「法」という。)第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童(以下「委託児童」という。)について里親が行う養育に関する最低基準(以下「最低基準」という。)は、この省令の定めるところによる。

(最低基準の向上)

第二条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)の意見を聴いて、その監督に属する里親に対し、最低基準を超えて当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができる。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあっては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあっては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と里親)

第三条 里親は、最低基準を超えて、常に、その行う養育の内容を向上させるように努めなければならない。



(養育の一般原則)

第四条 里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

2 里親は、前項の養育を効果的に行うため、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

(児童を平等に養育する原則)

第五条 里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない。

(虐待等の禁止)

第六条 里親は、委託児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第六条の二 里親は、委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(教育)

第七条 里親は、委託児童に対し、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

(健康管理等)

第八条 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

2 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

(衛生管理)

第九条 里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(自立支援計画の遵守)

第十条 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

(秘密保持)

第十一条 里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(記録の整備)

第十二条 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

(苦情等への対応)

第十三条 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事(指定都市にあつては市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(都道府県知事への報告)

第十四条 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。

- 一 委託児童の心身の状況
- 二 委託児童に対する養育の状況
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

- 2 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となつたときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(関係機関との連携)

第十五条 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

(養育する委託児童の年齢)

第十六条 里親が養育する委託児童は、十八歳未満の者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、法第三十一条第二項の規定に基づき当該委託児童が満二十歳に達する日までの間、養育を継続することができる。

(養育する委託児童の人数の限度)

第十七条 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、六人(委託児童については四人)を超えることができない。

- 2 専門里親(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の三十六に規定する専門里親をいう。以下同じ。)が同時に養育する委託児童の人数は、同条各号に掲げる者については、二人を超えることができない。

(委託児童を養育する期間の限度)

第十八条 専門里親による委託児童(児童福祉法施行規則第一条の三十六各号に掲げる者に限る。)の養育は、当該養育を開始した日から起算して二年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

(再委託の制限)

第十九条 里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならない。

- 一 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

(家庭環境の調整への協力)

第二十条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

雇児発第 0905002 号  
平成 14 年 9 月 5 日

【一部改正】平成 16 年 12 月 28 日雇児発第 1228001 号  
【一部改正】平成 18 年 4 月 3 日雇児発第 0403016 号  
【一部改正】平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331008 号

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 里親制度の運営について

標記については、今般、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 37 号）が公布されたところであるが、これを踏まえ、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 里親制度の趣旨

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。

#### 第 2 里親制度の運営

1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談

所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。)のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。

- 2 児童福祉法第32条の規定により都道府県知事から児童を里親に委託する権限の委任を受けた児童相談所長は、必要と思われる事項につき、都道府県知事に報告すること。
- 3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親支援機関、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。
- 4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

### 第3 里親の認定等

#### 1 里親認定等の共通事項

- (1) 里親となることを希望する者(以下「里親希望者」という。)は、居住地の都道府県知事に対し、申請書を提出しなければならないこと。  
なお、この書面には児童福祉法施行規則に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認するための書類等を提出させること。
- (2) 都道府県は、里親希望者に対し、厚生労働省告示に基づき必要な研修を実施すること。なお、研修の実施の時期については、都道府県において里親希望者の意向等も踏まえ、申請書の提出の前又は後の適切な時期に実施すること。
- (3) 児童相談所長は、申請書の提出があった場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。
- (4) 児童相談所長は、児童福祉法第34条の15の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出

を依頼すること等により適宜確認すること。

- (5) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴くこと。

なお、知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。

- (6) 1人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定しても差し支えないこと。
- (7) 里親が、里親認定を辞退する場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に、遅滞なく、その理由を付して届け出なければならないこと。
- (8) 都道府県知事は、更新の登録又は再認定を行う場合には、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して行うこと。

ア 里親継続の意思がある者で、必要な研修を修了し、かつ家庭調査の結果、省令に規定する要件に著しい変動のないものについては、更新の登録又は再認定を行い、都道府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば足りること。

なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、更新の登録又は再認定が不相当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならないこと。

イ 更新の登録又は再認定の場合の申請書の提出等の取扱いは、事務処理の簡素化等の観点から、各都道府県の実情に応じた運用を図られたいこと。

ウ 専門里親の認定及び登録を受けている場合、専門里親としての更新の登録又は再認定を行うときは専門里親の要件等について調査し、専門里親認定を辞退し、養育里親となる場合には養育里親としての資格要件等の調査を行う必要があること。

## 2 養育里親の認定等

- (1) 都道府県知事は、認定後速やかに省令に規定する事項を養育里親名簿に登録すること。
- (2) 都道府県知事は、登録の際に養育里親（専門里親含む。以下同じ）の希望（委託期間、子どもの年齢、将来的に養子縁組によって養親となることを希望する里親となることも考えている等）について把握すること。
- (3) 都道府県知事は、専門里親となる者については養育里親名簿にその旨

を記載すること。

### 3 養子縁組によって養親となることを希望する里親の認定等

- (1) 児童相談所長は、養子縁組によって養親となることを希望する者に対しては、申請時に里親制度や養子縁組制度の仕組みや委託状況等を説明すること。
- (2) 都道府県知事は、認定後速やかに養育里親に準じ、必要となる事項を名簿に登録すること。
- (3) 都道府県知事は、登録の際に養子縁組によって養親となることを希望する里親の希望（子どもの性別、年齢、養育里親となることも考えている等）について把握すること。

### 4 親族里親の認定等

- (1) 親族里親は、委託児童との間に3親等以内の親族関係が存在することが必要であるが、この事実は、戸籍謄本によって確認されたいこと。
- (2) 親族里親の申請については、児童相談所において児童の委託が適当と認めた場合について、申請書の提出を求めること。
- (3) 児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はないこと。

## 第4 里親への委託等

### 1 委託等の共通事項

#### (1) 都道府県知事の役割

ア 都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親支援機関、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めること。

イ 都道府県知事は、里親に児童を委託する場合、里親と委託する児童との適合等が極めて重要なので、里親支援機関等と連携し、児童のアセスメントや里親と児童の調整を十分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するように努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めること。

ウ 都道府県知事は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、里親支援機関等、地域の関係機関などと連携を図り、支援体制を確立してから委託すること。

エ 都道府県知事は、虚弱な児童、疾病の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。

- オ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、児童福祉法施行令第30条の規定に基づき、児童福祉司等の中から1人を指名して当該里親の指導をさせるとともに、必要に応じて、児童福祉法第27条第1項第2号の規定に基づき、児童委員に、児童福祉司等と協力して、当該里親の指導をさせること。
- カ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、里親に対し、養育上必要な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等（以下「指導担当者」という。）の名前を記載した書類を、児童相談所を経て交付すること。
- キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設等（情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス）の指導訓練を受けさせることができること。
- ク 都道府県知事は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて、児童を委託すること。
- 特に、里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計が4人を超える場合や、すでに専門里親として委託児童を養育している場合は、里親や児童の状態を十分把握し、里親への養育の負担が大きくなるよう慎重に行うこと。
- ケ 都道府県知事は、児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、1の里親に対して2人以上の児童を委託して差し支えないこと。
- コ 里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴いて、里親委託を解除すること。この場合、児童福祉の観点から、慎重に審査の上で行うこと。
- (2) 児童相談所長の役割
- ア 児童相談所長は、児童福祉法等の規定により通告若しくは送致された児童又は相談のあった児童につき、必要な調査、判定を行った結果、その児童を里親に委託することが適当であると認めた場合、これを都道府県知事に報告すること。
- イ 児童相談所長は、絶えず児童福祉施設と密接な連絡をとり、その実情に精通するとともに、当該施設において入所保護を受けている児童のうち里親委託を適当とする児童がいた場合には、その児童につき必



要な調査、判定を行い、措置を行った都道府県知事に報告すること。  
ウ 里親に児童（特に乳児又は幼児）を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導すること。  
また、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合は、里親に対し、交付を受けるよう指導すること。

## 2 養子縁組によって養親となることを希望する里親への委託

- (1) 都道府県知事は、養子縁組によって養親となることを希望する里親に児童を委託する際には、当該里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。
- (2) 都道府県知事は、養子縁組が成立した者に対しても、必要に応じて里親支援機関等により相談等の支援を行うこと。

## 3 親族里親への委託

- (1) 親族里親は、両親等児童を現に監護している者が死亡や行方不明、拘禁等により当該児童を監護することが不可能であり、親族へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない場合において、当該児童を施設へ入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが児童の福祉の観点から適当な場合があることにかんがみ、民法上の扶養義務の有無にかかわらず、3親等以内の親族である者に当該児童の養育を委託する制度であること。
- (2) したがって、親族里親への委託を検討するに当たっては、このような親族里親制度の趣旨を十分に考慮した上で行われたいこと。

具体的には、

ア 親族里親への委託は、児童の両親が死亡、行方不明、拘禁等により物理的に当該児童の養育が不可能な場合を原則とし、児童の実親が現に存在している場合には、実親による養育の可能性を十分に検討し、真にやむを得ない場合にのみ、親族里親への委託を行うこと。

イ 里親希望者と3親等以内の親族関係にある児童については、当該里親希望者に対して親族里親として委託すること。（略）

## 4 養育里親への短期委託

- (1) 養育里親に短期間委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長に必要な調査をさせた上、できるだけ当該児童の保護者の居住地の近くに居住する養育里親に委託することが望ましいこと。
- (2) 短期間の委託を行う場合、緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等から児童相談所長への電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮すること。

なお、この仮委託を行った場合には、児童相談所長は、仮委託後速や

かに児童の状況、保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託の措置に切り替えること。

- (3) 委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童福祉司に保護者等を訪問させるなどして実情の把握をさせるなど、委託の解除等措置の円滑な実施に努めること。
- (4) 家庭的生活を体験することが望ましい児童福祉施設入所児童等に対し、夏休みや週末を利用して養育里親への養育委託を行う等、積極的な運用を図りたいこと。

なお、この場合の費用の負担については、当該児童福祉施設の長が児童相談所を介して当該養育里親に協議されたい。

#### 5 専門里親への委託

- (1) 専門里親へ委託することが適当な児童の判断は、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響、非行等の問題及び障害の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。
- (2) 専門里親の委託児童は、様々な行動上の問題を起こす場合があることが予想される。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努めること。
- (3) 専門里親対象児童について、2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的にはじまった時期が望ましいこと。

### 第5 里親が行う児童の養育

- 1 里親が行う児童の養育は、児童福祉法等の規定に基づき、誠実に行うこと。
- 2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。
- 3 児童相談所長は、自立支援計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4 里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行うこと。その際は、児童相談所と十分な連携を図ること。
- 5 里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質の向上に努めること。

- 6 里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所と協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。
- 7 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は里親支援機関等の民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
- 8 養育里親、養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親は、児童の養育に関する記録をつけること。

## 第6 里親等への指導

- 1 都道府県知事は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うこと。
- 2 児童相談所長は、里親への指導に関して、指導担当者に必要な助言を行うこと。
- 3 指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事に報告すること。
- 4 指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に意見を添えて報告すること。
- 5 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所や児童福祉審議会等に相談しやすい体制の整備に努めること。
- 6 都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

## 第7 里親への支援

- 1 里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく社会的な養育であるので、都道府県は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親に対して相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行わなければならないこと。また、この業務の全部又は一部を、里親支援機関等へ委託することもできること。
- 2 都道府県知事は、里親支援機関等と連携し、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、その他必要に応じ速やかに適切な対応を図ること。
- 3 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のた

めの援助の措置)を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに適切な対応を図ること。

- 4 都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息のための援助の措置)を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないように、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

## 第8 里親への研修

- 1 養育里親の研修については「児童福祉法施行規則第1条の33の厚生労働省が定める研修」(平成21年厚生労働省告示第225号)において研修科目等について規定したところであるが、養育里親研修の詳細及び他の里親への研修については、別途通知で定めること。
- 2 専門里親の研修については「児童福祉法施行規則第1条の36第2号の厚生労働大臣が定める研修」(平成21年厚生労働省告示第226号)において研修科目等について規定したところであるが、専門里親研修の詳細及び他の里親への研修については、別途通知で定めること。
- 3 養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親の研修については、必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行うこと。

## 第9 被措置児童等虐待への対応

- 1 里親又はその同居人による委託児童への虐待は、児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待に関する施策の対象となること。
- 2 都道府県知事は、別途示すガイドライン等を踏まえ、被措置児童等虐待の発生予防や早期発見等、適切に対応すること。

## 第10 里親制度の普及

- 1 都道府県知事は、自ら又は児童相談所長、里親支援機関、福祉事務所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びNPO等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開発に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努めること。
- 2 都道府県知事は、児童を養育し難い保護者や児童の養育を希望する者が、児童相談所等に相談に来るよう啓発に努めること。

## 第11 都道府県間の連絡

- 1 都道府県知事は、他の都道府県に居住する里親に児童を委託しようとする

る場合には、当該他の都道府県知事に、当該児童に関する必要な書類を送付して、その児童に適合する里親のあっせんを依頼すること。

依頼を受けた都道府県知事は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を依頼した都道府県知事に送付し、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事は、適当と認める場合には、その書類に基づいて、里親への児童の委託を行うこと。

- 2 都道府県知事は、都道府県内に居住する里親に委託する適当な児童がない場合には、里親に関する必要な書類を他の都道府県知事に送付することが望ましい。この場合、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事が、その里親に対し児童を委託しようとする場合は、その書類に基づいてこれを行うこと。

- 3 都道府県知事は、児童を委託した里親が当該都道府県内に居住していない者である場合又は他の都道府県に住所の移転を行った場合には、関係書類を送付して、当該里親の居住地の都道府県知事にその指導を依頼するとともに、当該里親にその旨を告げること。この場合、当該里親は、居住地の都道府県知事の指導監督に服するものとし、各種の申出又は届出は、居住地の都道府県知事に行うこと。

- 4 1から3の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長と委託先の都道府県の児童相談所長の双方が連絡を密にし、児童の養育に支障のないよう留意すること。

- 5 1から3の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長は、委託された児童の保護者に、当該児童の養育の状況を報告すること。

- 6 指導を依頼された都道府県知事が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事実を知った場合には、直ちに、児童を委託した都道府県知事にその旨を連絡すること。

## 第12 費用

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童を里親に委託した場合の措置に要する費用については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によること。

雇児発第 0905004 号  
平成 14 年 9 月 5 日

【一部改正】平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331016 号

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 養子制度等の運用について

里親制度の運営については、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 37 号）が公布されたところであるが、これを踏まえ、養子制度等の運用について、下記のとおり定めることとしたので、遺漏のないよう努められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

##### 第 1 養子制度の意義

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図るものであること。

## 第2 養子縁組の概要

1 養子縁組には、民法（明治29年法律第89号）第792条以下において規定する養子縁組（以下「普通養子縁組」という。）と民法第817条の2以下において規定する特別養子縁組とがあるものであること。

### (1) 普通養子縁組

ア 未成年者を養子とするには、原則として、養子となるべき者の居住地の家庭裁判所の許可を受けなければならないこと。

イ 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならないこと。

ウ 養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができること。この場合、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければならないこと。

エ 尊属又は年長者を養子とすることはできないこと。

オ 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、原則として配偶者とともにしなければならないこと。

### 2 特別養子縁組

(1) 養親となるべき者の居住地の家庭裁判所の審判により、養子と実方の父母及びその血族との親族関係を終了させる特別養子縁組を成立させることができる。この場合において、養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間監護した状況を考慮するものであること。

(2) 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、これを成立させるものであること。

(3) 特別養子縁組の成立には、原則として養子となるべき者の父母の同意がなければならないこと。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでないこと。

(4) 養子となるべき者は、6歳未満でなければならないこと。ただし、その者が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となるべき者に監護されている場合はこの限りでないこと。

(5) 養親となる者は、配偶者のある者でなければならないこと。また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならない場合は、原則として養親となることができないこと。

(6) 25歳に達しない者は、養親となることができないこと。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が

20歳に達しているときは、この限りでないこと。

### 第3 児童相談所の役割

児童相談所長は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける児童が適当な養親を見出し、適正な養子縁組を結べるよう努めること。

### 第4 養子縁組のあっせんに関する手続について

- 1 自己の養子とする児童のあっせンを希望する者（以下「養子縁組希望者」という。）の相談を受けた児童相談所長は、その家庭調査を行い、その者が養親として適当であるかどうかの認定を行うこと。
- 2 自己の子を他の者の養子とすることを希望する者の相談を受けた児童相談所長は、その児童につき調査を行うこと。
- 3 児童相談所長が、児童及び養子縁組希望者について調査及び認定を行う場合には、養育里親に関する調査、認定に準じて行うこと。
- 4 児童相談所長は、養子縁組希望者及び児童につき調査、認定をした後、養子縁組希望者及び児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の規定によって通告又は送致された児童を含む。）につき、養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される者があるときは、次に掲げる手続により進めること。ただし、この場合、養子縁組希望者に児童を少なくとも6か月以上養子縁組によって養親となることを希望する里親（以下「養子縁組前提里親」という。）として養育することを勧めることが適当であること。
  - (1) 児童相談所長は、里親委託を行わない場合には、養子縁組希望者に対し児童福祉法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、都道府県知事に対し同法第27条第1項第2号の措置を要すると認める旨報告する等、養育里親の場合と同等の指導体制を採ること。
  - (2) 児童相談所長は、児童の戸籍がないか又は判明しない場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより必要な手続を採ること。
  - (3) 児童相談所長は、児童が15歳未満で法定代理人がいない場合は、民法第840条の規定により児童の居住地の家庭裁判所に対し後見人選任の手続を採ること。
  - (4) 普通養子縁組の場合  
児童相談所長は、児童が15歳以上であって普通養子縁組を希望しているか、又は児童が15歳未満であってその法定代理人（児童福祉施設の長を含む。）等が児童の普通養子縁組を希望している場合であってそれ



が適当と判断されるときには、普通養子縁組のあっせんを行うこと。なお、児童相談所長は、この児童又は法定代理人の希望については、書面により確認しておくことが望ましいこと。

ただし、この場合でも普通養子縁組に対する家庭裁判所の許可が必要であること。

#### (5) 特別養子縁組の場合

児童相談所長は、児童が6歳未満であり、かつその児童の父母（養父母を含む。）が児童の特別養子縁組に同意している場合等であってそれが適当と判断されるときには、特別養子縁組のあっせんを行うこと。なお、児童相談所長は、この父母の同意については、書面により確認しておくことが望ましいこと。

ただし、この場合でも特別養子縁組に対する家庭裁判所の審判が必要であること。

- 5 養育里親が、委託されている児童と養子縁組を希望する場合には、児童相談所長は、事情を十分調査した上で、それをまとめるように努めるとともに、具体的に養子縁組に向けた手続き等を始める時点で、養育里親から養子縁組前提里親に変更手続きを行うこと。

### 第5 離縁の訴について

児童が15歳未満であって、普通養子縁組の結果が児童のため適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の後見人となるべく選任された児童相談所長は、離縁の訴を提起することができること。

なお、児童相談所長は特別養子縁組の離縁の訴を提起することはできないこと。

### 第6 都道府県間の連絡

都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）にまたがる養子縁組のあっせんについては、里親に関する都道府県間の連絡の場合と同様に、各都道府県知事（指定都市にあつては、市長を含む。）は相互に緊密な連絡をとり必要な協力を行うこと。

### 第7 家庭裁判所との協力・連絡

- 1 児童相談所長は、養子縁組につき家庭裁判所から調査等を依頼された場合において、児童福祉の観点から必要と認められるときには、協力を行うこと。

- 2 児童相談所があっせんした養子縁組又は養子縁組前提里親に委託した児童が養子縁組を結ぶ場合には、当該養子縁組があっせんした児童相談所又は里親委託の措置を採った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行うこと。
- 3 2以外の場合については、児童の居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行うこと。

雇児発 第 0401011 号  
平成 20 年 4 月 1 日

【一部改正】平成 21 年 3 月 31 日 雇児発第 0331015 号

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 民 生 主 管 部 ( 局 ) 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 里親支援機関事業の実施について

社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。

このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成 20 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 里親支援機関事業実施要綱

### 第1 目的

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進することが重要であるが、里親制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親に対する支援が不十分であることなどにより、里親への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、まず児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親への委託等を推進するとともに、社会の制度理解を深めるなど里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施することを目的とする。

### 第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができると認められた者に委託して実施できることとする。

### 第3 事業内容

#### 1 里親制度普及促進事業

##### (1) 趣旨

里親制度の普及や里親委託を推進するためには、社会の制度理解を深め広く一般家庭から里親を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭的環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行い子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、養育技術の向上を図るものである。

##### (2) 事業内容

###### ① 普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組前提里親」という。）を開拓する。

## ② 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

## ③ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

### (3) 留意事項

- ① 講演会・説明会等各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

## 2 里親委託推進・支援等事業

### (1) 趣旨

里親委託を推進するために、子どもに最も適合する養育里親や養子縁組前提里親の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するための里親や関係機関との連絡・調整や、里親の負担を軽減するための里親相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親（家族を含む。）に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

### (2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を設置することとする。

#### ① 里親委託等推進員の配置

ア 事業の実施にあたっては、事業の企画、支援の実施、里親等と施設との円滑な調整、関係機関との連絡調整等を行う里親委託等推進員を配置すること。

イ 里親委託等推進員は、里親制度及び養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者を選定すること。

#### ② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、里親委託等推進員、児童相談所の里親担当職員、里親及び施設の職員により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における

里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導をすること。

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

### (3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

#### ① 里親委託支援等

児童相談所が養育里親に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、子どもに最も適合する養育里親との調整等を行い、養育里親への委託を総合的に推進する。

また、養子縁組をする場合には、養子縁組前提里親との連絡・調整等の支援を実施する。

#### ② 里親家庭への訪問支援

現に子どもを委託されている里親やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親家庭に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親への指導等を行う。

また、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験を有する者の中から、里親家庭に訪問による援助を実施する者（以下、「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親と受入れ里親や施設の間の調整を行う。

#### ③ 里親による相互交流

里親や里親を希望する者、養子希望者等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

### (4) 事業の実施方法

#### ① 里親委託支援等

ア 円滑な里親委託等を推進するため、子どもとの交流や短期間の宿泊体験を行うなど、児童相談所、施設と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親委託等となるよう努めること。

イ 養育里親や養子縁組前提里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設や子どもに対する理解を深めるための養育体験を実施すること。

#### ② 里親家庭への訪問支援

ア 里親家庭に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状

- 況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。
- イ 里親から援助の依頼があった場合には、援助者・里親の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。
  - ウ 援助者は、里親経験者・委託を受けていない里親など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親・里子と面識があり、当該里子の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。
  - エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親自身が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親家庭の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。
  - オ 里親家庭への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。
  - カ 援助者は里親委託等推進員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

③ 里親による相互交流

- ア 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などに参加を求めるものとする。
- イ 相互交流の実施にあたっては、里親が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたるものとする。

④ その他

- ア 上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、地区里親会と連携を図り、養育里親等の実態把握や里親同士の交流の推進等に努めること。
- イ 当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行うこと。
- ウ その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施すること。

#### 第4 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

#### 第5 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第6 経過措置

従来の、里親支援事業（平成14年9月5日雇児発第0905005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援事業の実施について」）及び里親委託推進事業（平成18年4月3日雇児発第0403001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託推進事業の実施について」）については、平成22年度までは実施して差し支えないものとする。